

## 流山市における後見開始後の継続的な支援機能についての意見聴取結果

| 流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）に求められる後見人活動支援の機能・体制について   |      |
|--|------|
| <p>・リーガルサポートやコスモスといった団体に加入していない家族・親族後見人のようなタイプの後見人に対するサポートは特に必要かと考える。</p> <p>・「後見人活動の支援」を考えた場合、真っ先にイメージするのは、「後見業務の細かいところについて家裁に相談してもよくわからなくて困っている」「被後見人とのコミュニケーションや信頼関係の持ち方がよくわからない」といった困りごとについての相談への対応、である。よって、まず、守秘義務を前提とした「後見人のための相談窓口」を皮切りに、その後、仕組みを少しずつ作り上げていくのがよいのではないかと考える。</p>   | 関谷委員 |
| <p>まずは、社協の法人後見をめざして、市民後見人養成講座（法人市民後見人）を実施し修了生を確保のうえ、法人後見の体制をつくること。それには、実務をしていく職員体制も必須である。</p> <p>どのような、法人後見を実施するのか、品川、柏方式のように、法人後見の一員として実務経験のある職員とペアを組んで活動。あるいは松戸のように、専門職が財産管理をする後見人、その配下に、支援員として本人訪問だけをする体制。いずれにしても後見人支援をするに必要な体制づくりがまず必要ではないか。後見実務経験のある職員が、親族後見人の申し立て支援や（非弁行為とされない範囲）後見活動中の相談に応じることにより、親族後見がより増えていくのではないかと。</p> <p>また、支援の大きな業務として監督機能はぜひ持ってほしい。柏市、品川区では養成講座の修了生が職員とペアで2年ほど経験を経た後は、後見人候補となり、社協は監督人候補となる仕組みを作っている。また、NPO 法人の市民後見人団体の監督人も行っていることから、将来的には目指してほしい。</p> <p>その体制ができることにより、監督人への費用はかなり抑えられる。</p> | 越智委員 |
| <p>市としてどこに問題意識を持っているのかの方向性を示すところからしていただくべきと思います。</p>   | 長浜委員 |

|   |             |
|---|-------------|
| <p>例えば、市民から後見人の相談を受けて、その説明をしても第三者後見の場合の報酬がネックであるというような話は聞きます。本当は親族が後見人をしたいが〇〇ということ心配とであるという声を聞く、市がフォローをしていけば安心材料につながるのかどうか、聴き取りの内容やそれに対して市がどのようなことを考えているのかといった立法事実を示していただくべきです。「やらなきゃいけないことになっているからやる」だけですと、地に足がつかない抽象的な議論しかできないのではないのでしょうか。</p>  | <p>長浜委員</p> |
| <p>1. 親族後見人への継続支援</p> <p>(1) 基本機能の明確化と周知</p> <p>国のマニュアルが掲げる申立て時や書類の記載等、手続き支援を、センターの機能(提供メニュー)の一つとして、関係機関や後見人、必要に応じて市民へ周知して、実装していくこと。</p> <p>(2) 実態把握と検証</p> <p>現状、後見人支援の相談件数が多くないことを踏まえ、家庭裁判所の最新統計等をもとに、市内における親族後見人の実数・類型・状況を把握し、潜在的な支援ニーズを精査することも望まれます。</p> <p>(3) 就任後の伴走体制</p> <p>申立支援に限らず、就任後の日常的な事務相談(財産管理や身上保護に関する判断等)や、定期報告(後見事務報告)についても、継続して対応できる体制の整備が必要と考えます。</p> <p>2. 困難案件における「伴走型支援」とチーム形成の主導</p> <p>(1) 孤立・リスクへの対応(窓口機能、調整機能)</p> <p>虐待、親族間トラブル、複合的課題を抱える困難案件では、専門職後見人や法人後見であっても判断に迷い、孤立やリスク対応が課題となる場合があります。センターには、関係者からの要望や苦情等も含めて受け止める窓口機能、調整機能が求められると考えます。</p> <p>(2) チーム支援の事務局機能(ハブ機能)</p> <p>必要に応じて関係機関を招集し、課題整理や方針協議を行う「チーム支援」の事務局機能(開催調整、議題設定、記録・共有等)をセンターが担うことが、後見人支援の要になると考えます。</p> <p>(3) モデルの仕組み化</p> <p>個人情報取り扱いルールや依頼手順等について共通理解を整備することが重要です。権利擁護サポート会議等のケースを「後方支援型」「主導型」「伴走型」といったモデルとして整理し、運用に落とし込むことも一案と考えます。</p> | <p>古澤委員</p> |

|   |      |
|---|------|
| <p>3. 「調整役」を起点とした段階的な機能強化と人員確保</p> <p>(1) 入口の整備と組織化</p> <p>今後の流山市における受任調整会議の位置づけや在り方についても検討を行い、相談案件や介入が必要なケースを適切に受け止め、必要な支援につなげられる「入口」の体制整備が重要と考えます。</p> <p>(2) 人材の育成・確保</p> <p>後見人支援を担うためには、実務的な知識・経験を有する専門員が不可欠であり、人材育成・確保・増員を計画的に進める必要があります。その際には、三士会等との連携・協力も重要と考えます。</p> <p>(3) 段階的アプローチ</p> <p>当初からすべての機能を網羅するのではなく、まずは「センターが後見人支援として何を担うのか(何ができるのか)」について関係機関とも協議し、事例を通じた共通理解を積み重ね、段階的に支援機能を充実させていくことが大切であると考えます。</p> | 古澤委員 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難化する前の段階で相談できることが重要なため、日常相談(軽微を含む)→ケース化前の整理→必要に応じた関係機関調整まで一貫通貫伴走機能。</li> <li>・法律・福祉の専門職後見人が加わる接続点としての調整機能(会議体運用、関係者の巻き込み)</li> <li>・支援検討の場での論点整理など、地域の運用が積み上がる仕組み。</li> <li>・研修・事例検討・意見交換を開催し、地域での実践を蓄積。</li> <li>・中核機関が中心となって継続支援の標準プロセス(相談→チーム形成→支援方針の更新→困難化時の支援)を整備。</li> </ul>   | 小出委員 |

|   |      |
|---|------|
| 既に後見人支援を実施している近隣他市の情報について(現在把握している範囲内で結構です)   |      |
| <p>法人後見を実施している市(柏市、我孫子市等)では、後見人支援を掲げているが、直接ヒアリングしたのではないので、実態はよくつかめていない、後見人支援の場合、センターが法人後見を実施しており、職員が実務経験があることが条件。</p> <p>主に親族後見人の申立て続きの支援に関して職員が多少のお手伝いはするが、専門職につなぐとあり、費用は不明。後見中の課題等について相談できるかは分からない。</p> | 越智委員 |

|   |             |
|---|-------------|
| <p>柏市が市民後見人を活用しているのので、何かしら支援をしていると思われる程度のことしか知りません。</p>   | <p>長浜委員</p> |
| <p>柏市の取組み（参考事例）</p> <p>（１）家庭裁判所との連携による周知</p> <p>柏市では、家庭裁判所と連携し、親族後見人の就任時に中核機関の案内チラシを配布する仕組みを導入しています。後見人就任直後の段階から支援窓口の存在を周知し、相談につなげやすい体制を目指されています。一方で、現時点では実際の相談件数は、多くなく、周知から相談につなげていくための工夫は流山市と同様に、今後の課題であると考えられます。</p> <p>（２）実態把握と検証</p> <p>柏市では、家庭裁判所（本庁）からの統計データ、情報提供を求め、市内における親族後見人の実数把握を目的とした調査を細かく実施し、その検証を行っています。データに基づく現状分析は、支援ニーズの可視化や立案の基盤として重要であり、流山市においても参考となる取組みであると考えます。</p> <p>（３）交流会・講座等を通じた支援機能のアピール</p> <p>親族後見人を対象とした交流会を開催し、孤立しがちな親族後見人同士が情報交換や悩みを共有できる場を設けています。また、これから後見申立てを検討している方（本人向け、親の会等）を対象とした講座等の機会を活用し、中核機関として後見人支援が可能であることを周知・アピールしています。</p> <p>「申立て前の段階（入口前）」と「就任後の支援」の両面からのアプローチは、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにもつながる取組みであると考えられます。</p> | <p>古澤委員</p> |

|  |             |
|--|-------------|
| <p>その他のご意見</p>   |             |
| <p>上記相談窓口の運営などについて、センターのみが引き受けるのではなく、例えば委員が所属する団体などがその一部を手伝うなどの連携を考えてもよいのではないかと、と思われる。</p> | <p>関谷委員</p> |

|   |             |
|---|-------------|
| <p>今後の職員体制や市民後見人の確保等については、法人後見を実施して15年の実績と蓄積がある当会が、何らかの形で協力、連携できるものと考えています。今の職員体制からスタートして新たな後見支援体制等を作り上げるには時間的、人的負担が大きく、過大な業務負担となるおそれがあります。そのため例えば、業務委託など、既存の資源や実績を生かした柔軟な体制整備の在り方についても検討してはいかがでしょうか。</p> | <p>越智委員</p> |
| <p>後見人支援の要は、本人を中心とした後見活動において、後見人（個人や法人）の力量や裁量を尊重しつつも、それだけに委ねるのではなく、判断や支援方針を「チーム支援」として実践していくための基盤にもなると考えます。</p> <p>それは、本人の権利擁護を地域全体で支えていく仕組みの一つでもあります。</p>   | <p>古澤委員</p> |
| <p>以上について、リーガルサポートとしては、地域連携ネットワークの一員として、後見人活動の質の確保と担い手の継続に資する取組（情報提供、事例共有、会議体への参画等）に前向きに協力していきたいと考えます。</p>  | <p>小出委員</p> |